



朝日町告示第26号

字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の字の区域を次のとおり廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

平成15年6月10日

朝日町長 魚津 龍



字の区域の廃止に関するもの

市町村名	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字名	地番
朝日町	横尾	野手	1302の2、1302の27から1302の35まで、 1306の2、1306の5から1306の17まで、 1308の1から1308の4まで、 1312の1から1312の7まで
		丁子免	1216の1、1217の2、1217の4、1217の5
		下出	1207の3、1207の6、1207の8、1207の9

上記の区域内にある国有地の全部を含む。